担当部署: 福祉課

処分の概要	負担金の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	大河原町ホームヘルプサービス事業利用者負担金条例 第1条
例 規 番 号	平成6年条例第5号

【基準】

第1条、第2条及び大河原町ホームヘルプサービス事業利用者負担金条例施行規則第2条の規定 による。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第228条第1項の規定に基づき、ホーム ヘルパーの派遣を受ける者に係る利用者負担金(以下「負担金」という。)の徴収に関し必要 な事項を定めるものとする。

(負担金)

第2条 町長は、ホームヘルパー派遣世帯の生計中心者から負担金を徴収する。

(負担金の決定)

- 第2条 条例第2条の規定により、利用者負担金(以下「負担金」という。)は、別表のとおりとする。
- 2 派遣世帯の階層区分は、その世帯の生計中心者の前年の所得税課税額により決定する。ただし、1月から6月までの間においては、前々年の所得税課税額とする。
- 3 負担金の額は、派遣されたその月の総時間数に、1時間当たりの負担金を乗じた額とする。 ただし、1時間未満の端数がある場合は、30分未満は切り捨てるものとし、30分以上1時間未 満は0.5時間とする。

備考

設定年月日 令和3年7月5日	最終変更年月日	年	月	日
----------------	---------	---	---	---